# 教之で 1 成年後月間度



前号でも報告した通り3月の定例会で は「成年後見制度」についてオンライン で研修しました。そして続く4月の定例 会では「知的障害のある人の家族のため の成年後見セミナー」をオンライン視聴 しました。とても分かりやすいお話でし たが、そもそも後見人って絶対必要なの でしょうか?当会の顧問弁護士でもあ る山本弁護士にお話を伺って来ました。

(P2~4関連記事あり)



4/10 の「フラワーアレンジメント」

育成会の本人向け余暇活 動が今年度よりリニュー アルし、「スマイルくらぶ」 という名称で活動がスタ ートしました。お知らせの ページに 6,7 月の活動予 定を掲載しています。

(P7に関連記事)



4/11 の「あんかけ焼きそば作り」





4月1日の世界自閉症啓発デーに伴い、長崎県庁で作品の展 示が行われ、当会の会員さんたちの作品も展示されました。

(P6に関連記事)



- ●成年後見制度ってどんな制度?
- ●育成会 ing
- ●きらり 自閉症啓発デー作品展
- ●スマイルくらぶスタート!
- ●おしらせ



あじさい152号 2ページ

# 成年後見制度ってどん念問度?

「親なきあと」を考えるときに必ずと言っていいほど登場する「成年後見制度」ですが、いったいどんな制度なのでしょうか?認知症や知的障害などで正しい価値判断ができなくなった人の利益を守る制度だということは知っていても、実際どのようなことから守ってくれるのでしょうか?「周りに後見人がいる人もそんなにいないし、親が元気なうちはお金の管理も障害福祉サービスの契約も自分(親)ができるから後見人ってそれほど必要ないんじゃないの?」って思ってしまいますよね。何かと疑問の多いこの制度について、当会の顧問弁護士でもあり、現在ご自身も後見人をされているという山本真邦弁護士(真耀法律事務所)に成年後見制度についてお聞きしました。

# 老良老良餞見入って必要你の?



Q:世の中後見人を付けていない人のほうがはるかに多いと思いますが、そもそも知的障害のある人に後見人は必要なのですか?

A:親の代理権が認められるのは未成年に限られているので、知的障害があるとはいえ成人したわが子の代わりに親が子どもの口座を作ったり解約したり、サービスの契約をするのは本来認められません。必要な人には後見人をつけることが理想なのです。しかし実際には法律の建前と異なる現実があり、後見人がいなくても社会的には問題がないことが多いというのが現状です。この状態がすぐに変わることはないでしょうが、今後より多くの知的障害や認知症の人に後見人が必要になる時代が来るかもしれません。

#### **どんじときに必要にじるの?**

Q:後見人は実際どんな時に必要なのでしょうか?

A:本来は障害のあるお子さんの預貯金の管理や事業所との契約の際にも必要となるのですが、先ほども言ったようにそこは事業者側が厳密に後見人を必要とすることを求めないことの方が多いのです。現状では相続関係で成年後見を利用開始されることが多いですが、中には親が認知症になったり身寄りがないために本人のお金が使えない、サービスの契約ができないという状態になったり、親族に本人のお金を搾取されているなどで本人の生活が守られない状態になり、今すぐにでも必要という方もいらっしゃいます。その方の状況やニーズによって必要になるタイミングは違うかもしれません。



#### CAGAMA BURE BOUND ?



Q:こんな人は利用を考えたほうがいいという条件はありますか?

A:病気や事故でいつどうなるか誰にも分からないので、ある意味どんな人にも必要ですが、例えば相続が予定される人、将来的に身寄りや頼る人がいない人は考えておいてもいいと思います。本人の将来のために何をしてあげるのか、それは後見人をつけないと実現できないのかを考えてみてください。

あじさい 152号 3ページ

#### **健り脳手がよくなりってな当?**

O: なかなか利用が広がらない成年後見制度ですが、使い勝手がよくないのでしょうか?

A:後見の利用を始めると途中で止められない点や法定後見の場合後見人を希望通りに決められない点(希望は出せるが最終的に決定するのは家庭裁判所)、家族が本人のために本人のお金を使おうとしても後見人の判断で一部認められないことがある点、また後見人や監督人に報酬が発生することもあり費用の面でも利用をためらわれる方が多いようです。特に知的障害のある方の場合後見期間も長くなるので費用の面は大きな問題ですね。

O:成年後見制度の利用を促進するための助成制度はないのですか?

A:長崎市も含め県内の約20か所の市町村で生活保護や低所得者を対象に申し立て費用や報酬の助成制度を実施しています。しかし長崎市をはじめいくつかの自治体では市町村申し立て(身寄りがいない人は市町村が申し立てできる)に限定されています。



#### 育成会で低昂しても与え俗のの?



Q:会員さんからは育成会で後見してもらいたいという声を聞きます。法人後見という方法があるようですが、育成会が後見をすることはできますか?

A:理事長のご依頼もあり裁判所に確認したのですが、いくつかの大きな課題があります。ひとつは育成会が法人後見をするとなると利益相反(育成会が後見している人が利用料を払い育成会の法人後見の事業所が報酬を受け取るという被後見人の財産を減らして後見人の財産を増やすという図式)になる恐れがあるということです。これが最も大きな課題です。また法人後見となるとその体制(誰が担当をするのか、その担当を誰が監督するのか、担当が辞めたらどうするのかなど)を細かく示さなければなりません。加えて費用の問題も大きいと考えらえます。長期間安定的に後見を行うためにはよほどの覚悟と準備がないと許可は下りないでしょう。

「厳密にいうと成人した知的障害のある人には後見人が必要」というお話に驚かれた方もいらっしゃると思います。私たち親は当たり前のように本人に代わって様々な手続きをしていますが、それは本来認められない行為なのです。とは言っても世の中、それで回っているのが現実です。もちろん親が後見人になることはできるので、きちんと手続きして家庭裁判所に後見人と認められれば堂々と本人に代わってお金の管理や契約ができるようになります。

## 成率後見制度多め知識

#### 成年後見制度は2つ「法定後見」と「任意後見」

成年後見制度には大きく2つの種類があります。ひとつは本人の判断能力が衰えた後に「**家庭裁判所**」が成年後見人という支援者を選び、その成年後見人が本人の利益を守るためにサポートする「法定後見」、もうひとつは本人が元気なうちに、もしもの時に備えて「本人」が予め後見人を選んでおき、もしもの時が来てからその後見人が本人をサポートする「任意後見」です。親が元気なうちに「任意後見」の契約をしておき、その中で「自分にもしものことがあったら知的障害のある子に後見人をつけるための申し立てをする」という取り決めをしておけば、ご自分の後見人がお子さんのために後見人をつけるための手続きをしてくれます。

あじさい 152号 4ページ

#### 「経定後見」には3つのタイプ

「判断能力」の程度は人それぞれです。自分で何もできない人もいれば簡単なことなら自分でできる人もいます。法定後見はその人の判断能力の低下の程度によって3つのタイプに分けられます。

- ●後見(判断能力の低下 大)⇒『あらゆる契約を代わりに手続きしてほしい!』という方に 代理権(本人に代わってお金の管理、不動産の売買、契約などを行う)と取消権(本人の利益を守る ため本人のした契約を取り消す)を持っている
- ●保佐(判断能力の低下 中)⇒『重要な契約を代わりに手続きしてほしい!』という方に 同意権(本人が重要な取引をするときは保佐人に相談し、保佐人に同意を得ないと契約などできない)と取消権(同上)を持っている。
- ●補助(判断能力の低下 小)⇒『難しい手続きを手伝ってほしい!』という方に 本人にある程度の判断能力があるので上記のような代理権や同意権、取消権はなく、本人の状況に 応じて「どのような行為」に「代理権」や「同意権」を与えるのかを考え、申し立てのときに家庭裁 判所へ申し出ることになる。

#### どんなことをしてくれるの?

上記のような後見、保佐、補助でできる行為の程度は変わってきますが、大きく分けて財産の管理 (通帳・印鑑・証書などの管理、公共料金・医療費・利用料の支払い、年金などの受給手続きや管理、 税金申告など)と生活面の配慮(障害福祉サービスの利用契約や解除、契約したサービス内容の確認 や異議申し立て、施設入所や病院への入退院手続きなど)が主なものです。外出の付き添いや日常の 買い物などは対象ではありません。

#### どんな人が選ばれるの?

法定後見の場合は希望を出してもその人が選ばれるとは限りません。親族が選ばれることもありますが、管理する財産の額、業務の量、その人の状況などを考慮して弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士など法律や福祉の専門職から選ばれることもあります。また講習を受けた市民後見人(基本的には無報酬)が選ばれることもあります。

#### 申し立て賈問や慰団時どれくらい?

申し立てに必要な書類は家庭裁判所で入手できます。費用は後見か保佐・補助かで少し違いますが7000円~8000円(収入印紙や切手で)かかります。裁判所が本人の鑑定が必要であると判断した場合は鑑定料が5万円~10万円別途必要です。後見開始とともに後見人への報酬が必要になります。専門職(弁護士や司法書士など)の基準は管理する財産が1000万以下で月額2万円、1000万~5000万で月額3~4万円、5000万円以上で5~6万円です。親族が後見人の場合はもっと安く決めておくことはできます。また裁判所が後見監督人をつけた場合はそちらにも報酬が必要になります。

利用するにはまだまだハードルの高い成年後見制度ですが、本来は知的障害のある人を守ってくれる制度です。山本弁護士は「必要なのに必要ないと思って時機を逸することがある」と話されました。手遅れにならないよう今後も定例会や研修会で情報を提供していくのでいっしょに学んでいきましょう。

あじさい152号 5ページ

#### <育成会 ING>

## 令和3年度定期総会は中止となります

現在全国的にも昨年を上回る新型コロナウイルスの感染状況となり、5月まで県独自の緊急事態宣言が発令されていることを踏まえ、7月の開催予定であった今年度の定期総会を昨年度に続き中止することにしました。当会の総会は会員への情報提供、研修、報告の場として大きな意味を持っており、2年連続で開催できないのは非常に残念ですが、会報などを通じて当法人の動きなどをご覧いただきご意見やご要望があれば遠慮なくお知らせください。

#### 通院支援と移動支援がスムーズになりました

これまで通院等介助が原則自宅開始、自宅終了となっていることもあり、通院後に移動支援を使って買い物や外出をする場合、いったん家に戻ってから移動支援の活動に入ることになっていました。その場合、自宅の場所や行き先との位置関係によっては移動にかかる時間や交通費も大きくなり、体力も使います。そこで通院先から移動支援を開始できないか長崎市の障害福祉課に問合せたところ、「可能」というお返事をいただきました。今後は通院先からそのまま買い物や映画など次の目的地へ行けるようになりますので、ご活用ください。 (育成会ヘルパーステーションより)

#### かなさんのと意見をお聞かせください

理事長 谷 美絵

例年総会に向け準備をしている頃ですが、残念ながら今年も昨年同様コロナ禍のため総会はできないと判断しました。本来総会は「今育成会はどうなっているのか?」「どういう方向へ動いているのか」ということを皆さんに直接お話する場でもあります。昨年に続き法人全体の動きをお伝えするのは毎年配布する「会報」のみとなりますが、お読みいただきご意見をお聞かせいただければと思います。

会員の皆様からの要望やご意見は会員アンケートを通じてもお聞きしており、そこからニーズを把握するようにしています。例えば、行事や研修会等に参加できない理由の一つとして「子ども連れでの参加は大変」ということが上がっておりました。そんな場合は、ヘルパーの利用をお勧めしたいのですが、ヘルパーの数が足りず「ヘルパー依頼を受けてもらえなかった」とのご意見もあり、早急にヘルパーを充実するよう動きました。現在は登録ヘルーパー31人、法人内の職員のヘルパー登録者35人(土日の活動)で活動するようになり、ヘルパー依頼についてお断りすることはなくなったようです。また、余暇活動でのグループ支援や上記にあるように病院通院から移動支援へと利用の融通も効くようになりました。長崎市のご協力に感謝するところですが、育成会としてもあきらめずに会員の皆様のニーズを知り支援内容を広げていきたいと考えております。

さて当会の第4次5か年計画には各事業の内容の充実を挙げ、各事業もそれぞれ目的に沿って活動しており、加えて障害のある方たちの余暇活動やヘルパー活用など24時間のすき間の時間の充実にもしっかり着目しております。障害のある方たちが、家族以外の友人や仲間を持つことは心の成長につながりますので、これからも豊かな人生、豊かな時間の広がりを求めていきたいと思います。

私は皆様と直接お話する機会は少ないですが、各事業所の管理者や啓発事業の事務局などへご意見、 ご質問をお寄せいただければ、できるだけ回答させていただきます。コロナの終息はまだ見えておりま せんが、そういう中でワクチン接種など障害特性に合わせた合理的配慮の必要なことも多くあります。 今後とも大切なことは逃さず声をあげていきたいと思っております。 あじさい 152号 6ページ



#### 

毎年4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。いやし・希望・平和を表す「青」をシンボルカラーとして、稲佐山電波塔、女神大橋、みらい長崎ココウォーク観覧車など長崎県内はもとより東京タワーや姫路城など日本各地でブルーライトアップが行われました。また、ここ数年4月2日から8日までの1週間自閉症啓発ウィークとして長崎県庁1階エントランスホールにおいて、発達障害・自閉症を啓発するためのパネル・ポスターの展示や親の会の活動紹介などを行っています。今年の自閉症啓発デーではツナグアートワークスの協力を受け、自閉症や発達障害、知的障害のある方の作品展示を行いました。長崎市手をつなぐ育成会の会員でツナグアートワークスのメンバーでもある皆さんも、心がほっこり温かくなるような素敵な作品を出品されましたのでご紹介します。コロナ禍の中、大規模なイベントは開催できませんが、こうしたささやかでも地道な啓発活動で一人でも多くの人に自閉症や知的障



広報あじさい 152号 7ページ

# ZZINCSBBBZQ~[]

前号でもお知らせした通り、今年度より本人活動がリニューアルしました。これまではそれぞれ単独で行われていた夢くらぶ、おたのしみ俱楽部、フラワーアレンジメント、書道が一本化され「スマイルくらぶ」という名称でスタートしました。5時間の活動をベースに調理やレクレーション、フラワーアレンジメントや書道を楽しんでいただいていますが、第3日曜日は昨年度までのおたのしみ俱楽部の流れを汲んで2時間の活動となっています。これまで通りフラワーや書道のみの参加も可能です。「スマイルくらぶ」を利用して初めてフラワーアレンジメント教室や書道に挑戦された方もおられ、「楽しかった。また行きたい。」という声も聞かれました。また、「なかなか自分でお花を買って飾ることがないので、家にお花がある生活が新鮮。」「これまで花に興味はなかったのに自分で活けた花を見て『きれい』と言った。」などというご家族からの声もありました。

フラワーアレンジメント教室:毎週第 2、第4土曜日に実施されています。





書道教室:毎週第4土曜日に実施されています。



「あんかけ焼きそば作り」:調理は人気の活動です。



コロナウィルス感染 拡大で、以前のような 外に出かける活動は 思うようにできない 状況ですが、体験や余



暇の充実、仲間作りの場として今後も実施していきます。広 報紙の最終ページ「おしらせ」で2か月分の活動をお知らせ しておりますので、参加希望される方はお早めにお申し込み

ください。お申し込みは啓発事務局まで

**6** 0 9 5 - 8 4 5 - 5 6 7 7

あじさい 152号 8ページ

# おしらせ

フラワーアレンジメント・書道 フラワーは第2、第4土曜日の10:30、書道は第4土曜日の13:00から実施中です! フラワーは1回1400円、書道は1回500円です。 社会福祉法人 長崎市手をつなぐ育成会 広報部 長崎市大橋町 19-19 文教カテリーナ1F

Tel:095-845-5677

E-mail:tewotunagu@hi.eniov.ne.ip

#### 育成会会費納入のお願い

令和3年度の育成会会費8000円を6月30日(水)に引き落とさせていただきます。日 座振替にしていただいている方はどうぞよろしくお願いいたします。また、育成会事業所をご 利用の方は昨年同様5月の利用料と合算して6月に納入を、お振込みの方は払込取扱票を同封 しておりますのでご都合かいいときに納入をお願いします。なお、会誌「手をつなぐ」を購読さ れている方は購読料3900円もいっしょに納入をお願いします。

#### 6月の定例会

日時:6月22日(火)10時~12時 育成会生活支援センター会議室(大橋町) 「成年後見について知ろう!」 当会の相談支援事業所「いんくる」の所長でもあり、ご自 身も後見人の経験がある神林所長にお話を伺います。

※ お申し込み、お問い合わせはタイムケア事務局までIL845-5677

#### 6,7月の本人活動『スマイルくらぶ』の予定

- ●6/6(日)「お好み焼き作り」 9:30~14:30,参加費 500 円+実費
- ●6/12(土)「フラワーアレンジメント&ゲーム」 9:30~14:30,参加費 600 円+実費
- ●6/13(日)「父の日スレゼント作り」 9:30~14:30,参加費 500 円+実費
- ●6/20(日)「ぜんざい作り」(※旧おたのしみ俱楽部) 13:00~15:00,参加費 300 円+実費
- ●6/26(土)「フラワーアレンジメント&書道」 9:30~14:30,参加費800円+実費
- ●6/27(日)「バスハイク県民の森」 9:30~14:30,参加費ひとり 500 円+実費
  - ★各活動には定員があります。受付できない こともありますので予めご了承ください。

- ●7/4(日)「ミートソーススパゲティ作り」 9:30~14:30,参加費 500 円+実費
- ●7/10(土)「フラワーアレンジメント&ゲーム」 9:30~14:30,参加費 600 円+実費
- ●7/11(日)「映画」 9:30~14:30,参加費 500 円+実費
- ●7/18(日)「お好み焼き」(※旧おたのしみ倶楽部) 13:00~15:00,参加費 300 円+実費
- ●7/22(木)「冷やし中華作り」 9:30~14:30,参加費,500円+実費
- ●7/24(土)「フラワーアレンジメント&書道」 9:30~14:30,参加費800円+実費
- ●7/25(日)「雲仙ドライス」 9:30~14:30,参加費ひとり 500 円+実費

お申し込み、お問い合わせは啓発事務局まで 6095-845-5677